

info
10

計画(案)に関する意見募集

パブリックコメント

下記計画の策定に当たって、市民の皆さんからのご意見を募集します。計画案は市ホームページに掲載するほか、下記閲覧場所で公表します。

計画の名称	概 要	募集期間	閲覧場所	意見の提出先・問い合わせ
湯沢市過疎地域持続的発展計画（改訂案）	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域に指定された本市が地域の持続的発展のために取り組む施策を示した計画です。	12月19日(金) まで	▷企画課窓口 ▷各総合支所窓口 ▷市役所本庁舎 1階市民ロビー	企画課企画政策班 ☎ 73-2113 fax 73-2117 ✉ kikaku-gr@city.yuzawa.lg.jp
第4次湯沢雄勝地域定住自立圏共生ビジョン(案)	羽後町および東成瀬村と締結した「湯沢雄勝地域定住自立圏の形成に関する協定」に基づき、湯沢雄勝圏域全体の活性化のために取り組む施策を示した計画です。			
湯沢市耐震改修促進計画（第4期計画）(案)	地震による建物被害を防止・軽減することを目的に、建築物の耐震化の促進を図るための今後5年における目標や方針を定める計画です。	12月24日(水) 令和8年 ~1月21日(水)	▷都市計画課窓口 ▷各総合支所窓口 ▷市役所本庁舎 1階市民ロビー	都市計画課建築班 ☎ 55-8158 fax 72-2299 ✉ kenchiku-gr@city.yuzawa.lg.jp

意見の提出方法

意見書に必要事項を記入し、郵送、ファクス、電子メール、各閲覧場所への持参のいずれかの方法で各担当宛て提出してください。

意見書は各閲覧場所に備え付けるほか、市ホームページからダウンロードできます。

意見の取り扱い

- ▷お寄せいただいたご意見は、本計画の成案策定の参考とします。
- ▷個別の回答は行いませんが、意見の概要と意見に対する市の考え方は、ホームページで公表する予定です。
- ▷内容確認のため連絡することがありますので、意見書には氏名、連絡先など必要事項を必ず記入してください。なお、意見提出者の氏名その他個人情報は公表しません。
- ▷匿名や電話でのご意見はお受けできません。

info
11

バイク・軽自動車などの名義変更や廃車の手続きをお忘れなく！

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点で対象車両を所有している方に対して課税されます。廃車や譲渡した場合でも、手続きをしないと引き続き課税されるため、その年度は税金を全額納めていただくことになります。下表の窓口で、忘れずに手続きをお願いします。

転出・転入の際にも手続きが必要です

軽自動車税（種別割）の課税対象となる車両を所有している方が転出または転入した際は、転出・転入手続きとは別に車両の異動に関する手続きをしてください。

車両種類	手続き窓口
125ccを超えるバイク・軽自動車	湯沢雄勝地区自家用自動車協会(☎72-0101)
125cc以下のバイク・小型特殊自動車（トラクター、コンバインなど）・特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）	税務課市民税班(☎55-8094)または各総合支所地域応援班

※湯沢雄勝地区自家用自動車協会での手続きは、令和8年3月25日(水)までにお願いします。